

## ベトナムにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	現地企業との連携もしくは下請け業者との契約の義務	建設省が外国業者の事業を管理する新しい規則を発表。この規制の対象分野は、コンサルティング事業、技術資料、機械装置及び建設工事の実行の構築、などで、外国事業者は、ベトナムで事業を始める前に請負業者の許可証を取得する必要があることを規定。外国事業者は、ベトナムのパートナーと提携するか、下請け契約を行う必要があるが、多くの場合、下請け業者の品質に問題がある。 (継続)	現地企業とのパートナーシップまたは下請け契約の業務の撤廃が望まれる。	・Circular No. 01/2012/TT-BXD ・Decree 59/2015/ND-CP ・Circular No. 14/2016/TT-BXD
	日機輸	(2)	建設工事への外資参入規制	外国の業者がベトナムで建設工事に従事している場合、建設省(MOC: Ministry of Construction)ライセンスはプロジェクトごとに取得する必要がある。ライセンス取得には数ヶ月かかり、下記の問題が生じる。ライセンスの申請には下請け業者や内訳のリストが必要とされる。極端な場合は建設省が指定した下請け業者の使用が義務付けられる。ライセンスは非政府のプロジェクト用に供給されるものであるため、免税措置が受けられるODAとは多くの点で互換性がないものとなっている。 (継続)	・MOCへの要望。プロジェクトベースではなくコントラクターベースでのライセンスの発行。コントラクターに、MOC指定に拘らず下請け業者を選択する自由を与える。特にODAプロジェクトでライセンスの撤廃または簡素化する。	・Decree 63/2014/ND-CP ・Decree 59/2015/ND-CP
	日機輸	(3)	投資プロジェクトの期間の規制	投資法2014では投資プロジェクトは最大70年を超えることができず、プロジェクトの終了とともに企業は事業終息する必要がある。このような規制は国内企業には無い。 (継続)	・国内企業のように投資プロジェクトの期限をなくすべき。	・Article 43, Law on Investment 2014
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	時計完成品及びムーブメントの関税率は10-25%と高率である。 (継続)	・ムーブメント及び部品の関税率削減スケジュールの前倒しを要望。	・関税法
	日鉄連			鉄鋼製品に対する輸入許可証による輸入規制は政府による貿易自由化促進により2001年12月末をもって廃止され、高関税率化に移行。 (継続)		
	時計協			(対応) ・2009年10月に発効した日越EPAでは日本原産の時計への関税は毎年均等に削減され、ウォッチ・クロック完成品は10年後に完全撤廃される予定である。一方ムーブメント及び部品は15年後であり、撤廃の方向性は評価されるが、撤廃までの期間が長すぎる。 (対応記載済み)		
日鉄連	(2)	関税引き上げ	度重なる輸入関税の修正による流通障害。 - 2009年4月1日、ビレット5% 8%、建設用条鋼類12% 15%、CR 7% 8%、めっき鋼板12% 13%の関税引上げ。 - 2009年4月20日、ボロンが添加された条鋼類の関税を0% 10%に引き上げ。 - 2010年2月、棒鋼、線材(一部)5% 15%、ブリキ3% 5%に関税の引き上げ。 - 2011年8月25日、ボロンが添加された其他合金の鋼板、棒鋼、線材、形鋼(HS7225,7226,7227,7228類、但し、熱延鋼板類は除外)のMFN関税を0% 10%に引き上げ。 - 2012年6月11日、ステンレス棒鋼の一部についてMFN関税を0%	・関税率の引き下げ。		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			10%に引き上げ。 - 2013年1月1日、冷延鋼板及び溶接鋼管の一部についてMFN関税を5% 10%に引き上げ。 - 2013年5月19日、線の一部についてMFN関税を0% 3%に引き上げ。 - 2014年1月1日、鋼板類・形鋼等についてMFN関税を引き上げ。 - 2016年9月1日、半製品・線材等についてMFN関税を引き上げ。 (継続)		
	日鉄連			(対応) ・2009年3月23日より、ベトナム財務省は、一部石炭の輸出入関税の調整を行い、HS4402.10.00.00とHS4402.90.00.90の石炭製品について輸入関税を5%、輸出税を10%、HS4402.90.00.10について輸出税を5%とした。 2013年7月7日、ベトナム財務省はHS4402.10.00.00とHS4402.90.00.90の石炭製品の輸出税を13%へ引き上げ。 2013年9月1日、石炭輸出企業からの要請により9.1から10%へ引き下げ。 (対応記載済み)		
	日鉄連			(改善) ・2009年2月15日より、財務省は、石炭及び関連製品の輸出税を20%から10%に引き下げた。 (改善記載済み)		
	日鉄連	(3)	高率の輸出税	・石炭の輸出にあたり、輸出税20%が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。 2009年2月15日より、財務省は、石炭及び関連製品の輸出税を20%から10%に引き下げたが、継続したマーケット価格上昇の要因となっており、早期の制度撤廃が必要。 (変更)	・制度の撤廃。	
日鉄連	(4)	セーフガード措置	・2015年12月25日、半製品・棒線に対するセーフガード調査を開始。 2016年3月7日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、競争庁が3月22日より最大200日間、半製品に23.3%、棒鋼・線材に14.2%の暫定税を賦課する旨、決定。 2016年7月6日、カラー鋼板に対するセーフガード調査を開始。 2016年7月18日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。 - 2016年8月2日～2017年3月2日半製品23.3%・棒線15.4% - 2017年3月22日～2018年3月21日半製品21.3%・棒線13.9% - 2018年3月22日～2019年3月21日半製品19.3%・棒線12.4% - 2019年3月22日～2020年3月21日半製品17.3%・棒線10.9% 2017年5月31日、カラー鋼板に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。(2017年6月15日～2020年6月14日の3年間、国別に設定された割当数量を超過した輸入鋼材に対し、19.0%のセーフガード税が課される。但し、特定ユーザー向けの電機用途等のものは除外。数量枠は、2017年6月15日～2018年6月14日380,679トン、2018年6月15日～2019年6月14日418,747トン、2019年6月15日～2020年6月14日460,622トン。)	・措置撤廃など。		
				(追加)		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(5)	関税の課税基準の不透明	ベトナム市場での同種の商品との価格比較の証明となる書類、税関当局の独自の基準でその都度異なる種類の特殊な書類を要求され、結局当局が再計算した関税を支払うこととなっている。関税に関する基準が不明確であり、企業にとって混乱を引き起こしている。	・明確な関税の課税基準の導入。	・Decree No. 08/2015/ND-CP ・Circular No. 38/2015/TT-BTC ・Circular No. 39/2015/TT-BTC
	日鉄連	(6)	指定貿易企業制度による輸入制限	・政府指定企業のみが、商業省の発給する輸入許可証を得て輸入する指定貿易企業制度がある。(同制度の品目に鉄鋼も含まれる) (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	日鉄連	(7)	鉄鋼製品の輸入ライセンス(IL)取得義務	・2010年7月5日、冷延鋼板、線材の輸入に、12月末を時限に輸入許可証(IL)の取得を義務付ける。 ・2010年9月9日、同じく亜鉛めっき鋼板、アルミ・亜鉛めっき鋼板、カラー亜鉛めっき鋼板、ブリキにも12月末を時限にIL取得を義務付ける。上記鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務について2010年12月末の時限措置は2011年2月14日～12月31日に延長された。 ・2012年9月20日、新たに棒鋼、ステンレス鋼板、溶接鋼管(輸入HSコード:7214、7215、7219、7220、7306)が対象となった。 ・2014年6月16日、措置を撤廃する旨の官報告示。 ・2015年7月26日、同制度が再導入された。また、新たに半製品・その他合金鋼条鋼(輸入HSコード:7207、7224、7227、7228)が対象となった。 (継続)		・商工省通達22号(22/2010/TT-BTC) ・商工省通達31号(31/2010/TT-BTC) ・商工省通達42号(42/2010/TT-BTC) ・商工省通達23号(23/2012/TT-BCT) ・商工省通達17号(17/2014/TT-BCT) ・商工省通達12号(12/2015/TT-BCT)
	日機輸 自動部品 自動部品	(8)	中古機械・設備の輸入規制	・使用年数10年を超えた中古機械・設備の輸入は原則として認められない。日本製設備の場合、10年経過した設備でも、メンテナンス等を実施することで稼動に問題なく、設備コストの低減のためにも重要である。10年経過した設備でも輸入を認められる事例もあるが、その手続き、プロセス等が明確化されていない。 ・ベトナムでは2016年7月から中古輸入規制が始まった。10年以上の古い設備は原則輸入できなくなっており、例外規定があるが定義が不透明。事前審査もなく、輸入許可されるかは送ってみないと分からないため海事検定協会のサーベイ記録、メンテナンス記録、製造証明など根拠となる資料を揃えて輸出したが結局許可は10年経過しているという理由だけで返送となった。例外規定は機能していないと思われる。 (継続) ・原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7(先進7ヶ国)の基準に適合している場合のみ輸入が可能との法律に対し、日本製設備を日本でオーバーホールし、ベトナム政府に指定されている日本海事検定協会の鑑定を受けた上で輸入手続きを行ったにもかかわらず、長期間輸入許可が下りず、開梱もされず設備現物の検査・審査を受ける事がないままに、最終的には輸入が認められなかった。 結果として日本へ返送せざるを得なくなったが、港に長期間放置された	・本来、粗悪な中語製設備の輸入を規制するための規定であり、日本製中古設備へ適用することを見直して頂きたい。  ・設備は再整備をしてサーベイで許可があるものは10年以上の設備でも輸入を認めて欲しい。 ・例外条件を明確にして欲しい。  ・法律の撤廃又は効力の停止。 ・他の東南アジア諸国、中国等並みの法・運用の明確化。	・科学技術省通達 Circular No23/2015/TT-BKHC N  ・ベトナム科学技術省通達13条  ・「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23/2015/TT-BKHCN号」(通達23号)2016年7月1日施行

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日製紙			<p>為、当該設備の内、一部は錆の為に日本で廃棄処分となった。日本その他海外からベトナムに移管されてくる設備の大半は製作から10年越えが多く、今後の事業拡大が困難となる。</p> <p>(継続)</p> <p>・10年以上の中古設備について、規制がかかっており、原則的にベトナム国内への輸入が出来なくなっている。日本国内で使用している設備をベトナム国内へ移設する事が出来ず、不要な設備投資を行わなければならない投資効果が低下する。</p> <p>(継続)</p> <p>・ベトナムにおいて、中古設備の輸入が基本的に禁止されており、まだ十分に活用できる日本の中古設備を海外に輸出出来ない。</p>	<p>・制限の撤廃、もしくは緩和策の導入等を検討していただきたい。</p> <p>・ベトナムに日本の中古設備に関する輸入禁止の緩和又は撤廃を働きかけて欲しい。</p>	<p>・ベトナム科学技術省「中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する通達23/2015/TT-BKHCN号」(通達23号)</p>
	製薬協	(9)	抗菌薬・自動車の輸入規制	<p>・ニューキノロン(抗菌薬)への輸入規制がある。国の入札制度に則って落札されているにも関わらず、過去の売上実績を参考に、入札条件とは異なる輸入枠を決めるのは不合理であり、今後の自由競争を侵害しかねない。薬剤耐性菌の抑制策として抗菌剤や抗生剤の使用を減らす目的で輸入枠を設定しているのであれば、それには別の政策が必要である。</p> <p>・2018年1月1日より、完成車の輸入規制を設ける政令が施行された。輸入自動車の品質や安全性確保を目的とされているが、実際にはWTOでコミットされた2018年から施行のASEAN域内からの自動車輸入税撤廃に対し、国内自動車メーカーを保護することが目的とみられる。1月1日～15日までに輸入されたのは僅か60台、前年同期比で5000台減となっており、在ベトナム日本商工会議所からも苦情の声明が出ている。</p>	<p>・国の入札制度に則って落札できた輸入量を後から国が別途制限する事は、企業運営に著しい影響を与える事であり、止めて頂きたい。</p> <p>・本政令は輸入障壁を設けるもので、WTOコミットに対する違反であり、見直して頂きたい。</p>	<p>・Circular 20/2017/TT-BYT</p> <p>・運輸省通達 政令116号 (116/2017/ND-CP)</p>
	日機輸	(10)	通関手の煩雑・遅延	<p>・通関後の調査プロセスが複雑で異なる複数の政府機関から度重なる審査が入る。</p> <p>(継続)</p>	<p>・各機関で情報共有して欲しい。</p>	<p>・Circular 38/2015/TT-BTC (replace)</p> <p>・Circular 128/2013/TT-BTC (expired)</p>
	日機輸	(11)	通関での現物確認	<p>・特にベトナムの輸入通関における現物確認が厳しく、時間・コストがかかる。</p>	<p>・ベトナム輸入通関における手続きのスムーズ化。</p>	
	日化協	(12)	通関時の製品有効期限規制	<p>・通関時に製品の有効期限残存期間が有効期間の2/3以上無いと輸入が認められない。</p>	<p>・顧客との取り決めで問題ない範囲の製品を輸出しているため、当該規制は不要。</p>	<p>・農薬輸入に関する新法</p>
	フル工	(13)	サンプル品の通関 手続遅延	<p>・2016年ハノイに、製品説明用にデモユニット(サンプル品)を送った際に、現地通関に2週間かかり、ギリギリのタイミングでクライアントに到着した。(弊社製品は、産業機械に使用する一般機械部品であり、輸出管理令に基づく非該当製品。)</p> <p>(継続)</p>	<p>・迅速な通関処理。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	JEITA	(14)	輸入通関手続書類による買い手への価格漏れ	・On the spot Export/Import (物品がベトナム国内企業の2社間で直接輸送されるものの、商流としては一度海外の企業を経由する取引)の際に、海外企業の仕入れ値がベトナム国内の売り先に漏れてしまう可能性があり、ビジネスに支障をきたす。(ベトナム国内の買い手が輸入通関する際に、ベトナム国内の売り手の輸出通関時のCDS: Custom Declaration Sheetが必要になる為) (継続)	・On the spot Export/Importに対する手続きの必要書類の明確化と価格漏れの防止策の構築。		
	日機輸	(15)	輸入免税枠の不適正	・輸入関税の免税枠が申告価格US\$300まであり、ほぼ全量課税となっている。 (継続)	・水準の適正化検討をして頂きたい。		
	日鉄連	(16)	遡及発行された日越EPA原産地証明書の不受理	・日ベトナムEPAにおいて、遡及発行された原産地証明書(CO)が、ベトナム税関によって認められず徴税を求められるケースがある。日本では出荷日以降を遡及発行とするのに対し、ベトナムでは出荷後4日以降を遡及発行としていることが原因と思われるが、EPA協定上は双方の方式が認められており、末端の税関職員への制度運用方法の周知不徹底によるものと思われる。 2014年6月10日、ベトナム税関より、制度運用方法周知に関する通知がなされた。 (継続)	・EPA協定に沿った徴税の実施。 ・税関への制度周知の徹底。		
	日機輸	(17)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause: 投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文	
11	利益回収	日機輸	(1)	海外送金不可	・企業は累積赤字を計上している場合は海外送金が出来ない。(当然支払いが行われるべき)親会社への海外送金が出来ず、一旦赤字になるといつまでもその状態が継続する。		・Circular 186/2010/TT-BTC dated 18 Nov.2010
12	為替管理	日機輸	(1)	実需原則による為替取引制限	・実需原則に基づき投機的な取引が禁止されていることから、外貨購入については金融機関に実需取引の有無を確認する義務が課せられている。(インボイス、ローン契約書等)同一グループのシンガポール金融会社との為替取引(為替決済実行時の相互資金送金)が不可能。 (継続)	・為替取引の自由化。	・SBV為替制度
		日機輸 電線工	(2)	外貨借入規制	・外貨借入について、以下の問題がある。 - 外貨収入のない会社は国内金融機関から外貨借入ができない。 - 借入に際しては資金用途を証する書類(実需証明書類)の提出が必要。 (継続) ・ベトナム国内で借入した外貨は、外貨収入を原資として返済しなければならない(ベトナムドンを返済の原資とできない)。国内取引において支払いを受けたベトナムドンは外貨借入の返済に充てられず、運転資金計画に影響を与える。	・外貨取引の条件撤廃、緩和。  ・規制の緩和。	・SBV外貨管理制度

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日製紙	(3)	借入金の使途制限	・長期借入は登録が必要であり登録目的外の使用が制限されており、一定の金額をプールした中での時宜を見た投資などへの自由な資金活用ができない。 (継続) ・銀行からの借入用途が限定される。 (継続)	・登録自体の廃止が不可であれば、概算枠による登録などへの変更により使途制限を緩和して欲しい。  ・用途を流動的にして欲しい。	
	JPETA					
	日機輸	(4)	急激な為替変動	・クロージングベッグ制度を採用しているが、中銀設定の為替レート(USD/VND)と非公式市場のレートの間乖離が生じており、ベトナム市場でUSDが調達できずベトナム国外へのUSD支払が遅延する。 (継続)	・中銀の為替介入による非公式レートの撲滅。 ・変動相場制への移行。	・SBV為替制度
14 税制	JEITA	(1)	ベトナム国内サービス提供への外国契約者税賦課	・D term(DDP DAP等)条件など、外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、FCT(Foreign Contractor Tax: 外国契約者税)として販売金額の全体に対して1%が課税される。これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。 (継続)	・FCTの撤廃。	
	日機輸	(2)	短期出張者によるサービスに対する個人所得税の二重課税	・個人所得税法によると、PIT(個人所得税)は支払われた場所に関わらず、ベトナムで働く全ての外国人、またはベトナムでの労務により発生したサラリーに対して適用される。 「ベトナムでの労務(業務)」の定義が曖昧(例:短期出張者、アドバイザー、会議出席など)同法によるとベトナムの会社は外国人が業務を開始する7日前にその外国人の所得を申告する必要がある。ベトナムの会社が所得情報を集めるのは困難。 (継続)	・当該法令の改正。	・Article 26, Law on Personal Income Tax ・Circular No. 119/2014/TT-BTC on amendment of Circular No. 111/2013/TT-BTC
	JPETA	(3)	債務者主義採用による駐在員事務所における使用料の源泉徴収義務	・日越租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所賃借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている。 一方、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である当社の負担にならざるを得ない状況になっている。 (継続)	・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。	・租税条約
	日製紙	(4)	所得税把握時期に関する懸念	・担当者の現地赴任が6月であったにもかかわらず、4月に事前出張をしたため、所得税を4月から計算されてしまう懸念有りとコンサルのアドバイスを従い4月分から納付したが、行政側の運用が不透明。 (継続)	・日本との租税条約等における法制度、運用ルールの整備。	
	JEITA	(5)	一部仕入VATの還付の不認可	・12ヶ月連続又は四半期連続で控除できない仕入VATがある場合は還付申請ができたが、2016年7月の改正法では当ケースにおける仕入れVATの還付が認められなくなった。これによりVAT免除となっているEPEと取引を行う際、VATの請求ができなくなってしまうため、トレーディングカンパニーの立場ではVATの還付されないVAT10%を負担(もしくは販売価格に10%をON)しなければならないという問題が発生することになる。 (変更)	・この問題の発生により、材料、部品メーカーで現地で商社機能果たすメリットがなくなり、直接顧客をサポートするという形態が取り難くなる。是非とも撤廃していただきたい。	・Low106/2016/QH13 ・Decree100/2016/ND-CP ・Circular130/2016/TT-BTC

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(6)	移転価格税制におけるマスターファイル作成期限と言語	・マスターファイル(MF)は会計年度終了後90日以内となっており、子会社が12月決算の場合、3月末に同文書を作成しなければならず、他国と比べ異常に短期間である。また、言語はベトナム語でなければならない。	・期間の宥恕規定をお願いしたい。 ・言語は英語も可としてほしい。	・移転価格法令(No. 20/2017/ND-CP (Decree 20))
16 雇用	日製紙	(1)	短期の出国・再入国者へのビザ取得義務	・1ヶ月内の複数回渡航の為にビザ取得が必要であり、必要な時に渡航できないうリスクがあるなど、自由な往来がしにくい。 (継続)	・対日ビザなし渡航の拡大。	
	日機輸			・2015年ビザ関連法案が改正され、目的によらず1ヶ月以内に2回以上の入国をする場合ビザ取得が義務化された。3ヶ月マルチとしても3ヶ月おきに取得申請が必要のため、コスト高及び手続煩雑化している。 (継続、要望変更)		
	日製紙	(2)	訪日ビザ取得手続の煩雑・遅延	・ベトナム人の日本向けビザの取得には、本国からの招聘状(要原本)や、審査期間が1~2週間かかるなど、手間と時間を要し、ベトナム人幹部の急な本社出張などの対応が困難。	・訪日ビザ取得の手続き資料簡素化。 ・取得審査の迅速化。	
	電線工	(3)	超過勤務時間規制	・「時間外労働は、最長1日の勤務時間の50%を超えることはできず、8時間労働の場合は、1日4時間までの残業で、1ヵ月で30時間、年間200時間以下で規制されている(政府が規定する特別な業務のみ、年間300時間まで可)。」この水準は周辺諸国と比較して厳しい規制になっていると思われる、規制遵守のために労働者の採用を増やす必要があり、企業の競争力を低下させる可能性がある。	・ベトナム商工会議所へ申し入れしていると聞いている(報道の範囲。)	・労働法
	JEITA	(4)	従業員の最低昇給率の法定	・ベトナムの雇用法上、従業員の給与を昇給させる場合、最低5%の昇給率を確保しなくてはならないと解釈される。昇給率はベトナム経済状況並びに会社の業績、各従業員のPerformanceによって決められるべきであり、5%の昇給率を法律によってSecureされるべきではない。 (変更)	・本法律の撤廃。	・Decree 49/2013/ND-CP, Article 7.3. ・Decree 103/2014/ND-CP
17 知的財産制度運用	日機輸	(5)	外国人労働者の強制社会保険への加入	・2016年発効の社会保険法にて、2018年1月から外国人労働者もベトナム社会保険への加入対象となっているが、対象となる外国人労働者の定義が曖昧。現在、企業内異動による出向者は対象外となる案が政府で検討されているとのことだが、2018年1月に発効予定の政令もまだ出でず、対応に困っている。	・外国人社会保険強制加入については、外国人本人の任意加入とするなど、法令を見直し頂きたいが、難しい場合は、外国人労働者が本国とベトナムで保険料が2重払いとなることを回避する日越社会保障協定締結を検討頂きたい。 ・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。	・社会保険法(2016)  ・労働法
	JTA			・外国人労働者の強制社会保険義務化により駐在員に関して毎月USD290の費用負担が増加。		
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産情報の開示不十分	・権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (変更)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	拒絶査定時の分割出願不可	・拒絶査定時に申請人は出願を分割することができない。 (継続)	・拒絶査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	・第115条第1項

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	・ベトナム政令 122/2010/ND-CP (2010年12月31日発令)
	日機輸	(4)	ベトナム語による特許出願	・ベトナム語以外の言語で特許出願をした場合、確保日の確保ができない。(インドネシア、マレーシア、シンガポールなど、英語で出願日確保が可能) (継続)	・英語ないし外国語言語で特許出願した場合も、出願日の確保を認めていただきたい。	・100条(2)、規則7.2
	日機輸			・現行の法制度では、出願言語はベトナム語のみである。	・ベトナム語への翻訳期間の猶予のため、英語で出願できる制度を希望。	
	日機輸	(5)	コンピュータ・プログラムの不特許事由	・現行の法制度ではコンピュータ・プログラムは不特許事由である。	・プログラムを保護対象にしてほしい。	・第59条
	日機輸	(6)	特許出願における優先権証明書の提出義務	・現行の法制度では、ベトナム出願から3か月以内に優先権証明書の提出が必要である。	・優先権証明書の提出を簡略化するために、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主張をする際に、DASを通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得するよう、外国特許庁/期間に対して請求することができる)への参加を要望。	・100条(2)(c)
	日機輸	(7)	税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難	・ベトナム税関から疑義侵害物品に関する情報提供を受けるが、原則、輸出入業者などの書類上の情報しか提供されず、正式な差止め申請を行い担保金も積まない限り、貨物の現品を確認することができないことになっている。実質、真贋鑑定を行うことができないため、権利者としてはリリースせざるを得ず、水際措置が機能していない。 (継続)	・疑義侵害物品の通知を受ける際、真贋鑑定で用いる「写真」も提供されるようになり、鑑定ができるようになっている。運用は改善されており感謝している。	・Law in IPR 2005, Amendment in 2009 ・Decree No. 99/2013/ND-CP
	時計協			・税関差止めにおいては、担保金を積んで差止め申請を行った後でないと、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者/輸入者情報に基づいて侵害か否かを判断しなければならない。 (継続)	・差止め申請前に疑義品画像を提供して欲しい。	
	日機輸	(8)	模造品や偽ブランド品に対する知的財産権保護不十分	・知的財産保護に関する法令が不十分で取締りも緩慢である為、メーカーとしては多大な損害を被っている。 今や実店舗での販売のみならず、オンラインでの販売にも模造品や偽ブランド品が氾濫しており、早急な対策が求められている。 (継続)	・法令の強化と取締りの厳格化。 ・法律の厳罰化。	・Law in IPR 2005, Amendment in 2009 ・Decree No. 99/2013/ND-CP

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。



区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(9)	複製品に関する権利制限規定の不備	<p>・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。          なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを利用しないこと等の条件の下で権利制限されている。</p> <p>(継続)</p> <p>・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。</p> <p>なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。</p> <p>(継続)</p> <p>・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。          なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。</p> <p>(継続)</p> <p>・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。          なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。</p> <p>(継続)</p> <p>・コンピュータプログラムの調査・解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製・翻案にまで権利を及ぼすべきではない。          なお、日本では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。</p> <p>(継続)</p> <p>・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。          なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(著作権法47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。</p> <p>・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。</p> <p>・技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。</p> <p>・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。</p> <p>・リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入。</p> <p>・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。</p>	<p>・個人の学術研究、講義を目的に限られ、また1つの複製に限定されている(21条1項a豪)。</p>
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	強制規格適合表示義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年6月1日、ベトナム科学技術省は、WTOへコンクリート補強用鋼材規格を含む技術規則案を8月1日に公布、2012年1月から施行することを通報した。上記鋼材の製造者、輸入者には、規格名(内外を問わず)を宣言し、規格適合と表示を義務付けられる。</li> <li>・2013年6月3日、ベトナム商工省は、WTOへ国内外の鋼材の品質管理方法に関する科学技術省との共同通達を施行することを通報。</li> <li>・2013年12月31日、ベトナム商工省・科学技術省の共同通達44号が発出され、2014年6月1日より、HS7208類～7229類については、ミル監査による製造元の認証か、都度のロット検査による製品の認証が必要となる旨、告示された。</li> <li>・2014年6月1日、措置の導入。</li> <li>・2014年6月24日、商工省通達5662号が発出され、除外とされる再輸出の定義が緩和され、除外対象が拡大された。</li> <li>・2014年7月17日、科学技術省通達1309号が発出され、ロット検査の期間・料金の明示徹底、外国試験組織(国際試験所認証協会(ILAC)、アジア太平洋試験所認証協会(APLAC)の規定に基づいて認められた試験組織)での試験を経た際の検査の軽減等が告示された。</li> <li>・2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、JICQA、JQAが共同通達44号において規定されている「外国の試験機関(認証機関)」として正式に認められた。</li> <li>・2016年3月21日、商工省・科学技術省の共同通達58号が施行され、44号に置き換えられた。対象品目に関して、HSコード8桁ベースで詳細に設定されたほか、検査プロセスが増えるなどの変更が行われた。</li> <li>・2017年10月1日、科学技術省通達7号が施行され、手続きの変更が行われた。</li> <li>・2017年11月8日、商工省通達18号が施行され、共同通達58号における一部規程が廃止された。</li> </ul> (追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の撤廃あるいは軽減、適切な除外規定の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工省・科学技術省共同通達44号(44/2013/TTLT-BCT-BKHCN)</li> <li>・商工省通達5662号(5662/BTC-KHCN)</li> <li>・科学技術省通達1309号(1309/TDC-HCHQ)</li> <li>・科学技術省1591号(1591/TDC-HCHQ)</li> <li>・商工省・科学技術省共同通達58号(58/2015/TTLT-BCT-BKHCN)</li> <li>・科学技術省通達7号(7/2017/TT-BKHCN)</li> <li>・商工省通達18号(18/2017/TT-BCT)</li> </ul>
	日機輸	(2)	ASEANにおける電気電子製品の安全規格の国際調和不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年10月よりデジタルAV機器のデジタルロゴ認証のルールが変更され、それまでマレーシア現地生産法人の自己認証で許可されていたものが、ベトナム政府が認可したテストラボのデータしか使えなくなった。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナムとマレーシア間で相互承認協定(MRA)を早期締結して欲しい。若しくは、ASEAN(AEC)における基準認証統一化を早期に実現して頂きたい。</li> </ul>	
	日機輸	(3)	EMC認証に関する試験機関の不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMC認証機関のキャパ不足が続いている。当社にとっては特にホームシェアとエアコンの認証取得の遅れと認定基準の曖昧さが課題となっている一方、市場には認証を受けていない他社商品も流通しており、価格面でも苦戦を強いられている。</li> <li>・フンイェン省(ハノイの南東)にEMC認証機関が一箇所増設された。認証の見直しについては2017年7月にドラフトが開示される見通し。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社にとっては特に業務用エアコンでの認証の不透明さが課題であり、公正な競争が行われるよう、当局に要望する。</li> <li>・企業が対応すべき見直しについての当局からの早急な情報開示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Circular 11/2012/TT-BKHCN</li> <li>・Circular 13/2013/TT-BKHCN</li> </ul>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19	日機輸	(4)	EMC規格の突然の改定	・2017年12月27日にベトナムにて改訂版EMC規格「3482/DQ-BKHCN」が公布・施行され、新EMC規格未認証製品の出荷停止を余儀なくされた。	・規格改定に際しては、事前通達の上、施行前の対応に妥当な期間を確保していただきたい。	EMC規格 「3482/DQ-BKHCN」	
	日農工	(5)	実態と異なる工業規格・安全基準	・National technical regulation on knapsack sprayers QCVN 01-182:2015/BNNPTNT 背負式動力噴霧器に関する強制規格として2015年に発表されJETROのhome pageに掲載されている。実際の運用に関しベトナム管理当局に問合せしても回答が得られない。 現地輸入販売業者からは「法律が機能しておらず、輸入通関できる」との立場だが、受注出荷を保留せざるを得ない。	・JETROにはもっと踏み込んで強制規格の運用状況などの情報も提供して欲しい。 (政府に直接聞いて下さいとの回答を受けた)	・National technical regulation on knapsack sprayers QCVN 01-182:2015/BNNPTNT	
	日機輸	(6)	新省エネ基準の不透明	・冷蔵庫に対する新たな省エネ基準が2018年7月1日以前の製造品に適用される恐れがある。新たな省エネ基準は2018年7月1日に施行されるが、未だに公の発表がされていない。懸念されるのは施行日以前に製造された商品にも適用されるのかどうか、という点で、適用される場合はラベルの貼り代えに多大の労力と費用が発生する。	・商工省は早急に正式な通達を出すべき。	・07/2012/TT-BCT ・03/2013/QD-TTg ・51/2011/QD-TTg ・36/2016/TT-BCT ・Decision 04/2017/QD-TTg	
	製薬協 製薬協	(7)	GMP適合性評価	・医薬品の一次包装材料(例:PTP包装の材料)のGMP証明書については、ASEANメンバー国からの抗議もあり現在は要求されていないが、規制自体の改訂や取り下げ等は行われていない。 ・ベトナムで販売しようとする医薬品が海外で製造されている場合、その海外製造所がGMP*基準に適合しているかをベトナム当局が評価する際に(GMP適合性評価)、日本当局の発行するGMP証明書、製造業許可証、製剤証明書(CPP, Certificate of a Pharmaceutical Product)などの提出が求められるが、証明書に追加事項(剤形の表示、CPPへの原料薬製造者名・住所など)を記載するよう要求があり、日本当局が発給する証明書の記載事項に含まれてないことから対応に苦慮することがある。 また、原料薬(医薬品原薬)のGMP証明書を要求されるが、当該工場がその原料薬を輸出用に製造していない場合は、証明書発給にあたり日本当局へ輸出届を出すことができず、証明書が取得できない。 *GMP(Good Manufacturing Practiceの略で、製造所における製造管理、品質管理の基準をいう)	・法令や規制の適宜改訂や廃止。  ・代替書類(企業の陳述書など)の受け入れ。	・Circular 02/2016/TT-BYT  ・Decree 54/95条-100条	
20	独占	日機輸	(1)	独占企業の実態管理	・政府の支援による独占企業が存在しており、競争原理が働かない。特に鉄道、空港、港湾など。 (継続)	・独立した監督機関および国家所有企業の49%のIPO(政府保有株式の売出し)。	
21	土地所有制限	日機輸	(1)	外資への土地所有の不認可	・100%外資企業の土地所有が認められていない(共産主義国であり、自国民にも認められていないが)。 (継続)	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
21	日機輸			<p>・外資はプロジェクトとして50年間土地を借りることが認められているが、ベトナムの投資者のように土地を購入したり所有することは認められていない。</p> <p>但し工業団地や輸出加工区で操業し一括支払いをする外資企業は土地使用権および土地に定着する財産について、譲渡、賃貸、転貸、ベトナム国内での営業ライセンスのある金融機関に対する抵当権設定、土地使用権による現物出資ができ、加えて、国家・住民共同体に対して土地使用権を寄付することができる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・賃貸期限の撤廃。</p>	<p>・Law on Land 2013</p>	
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	製薬協	(1)	各通達・レターの 周知が不十分	<p>・多くの通達やレターが度々発行されているが、保健局掲示版に掲載される期間は限られ、保健局ウェブ上での掲載には時間差があり、また、全通達・レターが掲載されなく、通達を見過ごす危険がある。</p>	<p>・通達やレターを一括して閲覧できるシステムを構築して頂きたい。</p>	
		製薬協	(2)	Brandグループへの承認の変更	<p>・ICH*非加盟国(例えばタイ)で製造された製品はBrandグループとして承認されない(つまり、後発医薬品と同じ扱いを受ける)という制度になっているが、ICH非加盟国であっても品質の担保された製品を製造することは可能であり、品質を確認することなくICH非加盟国での製造というだけでBrandグループとして承認しない制度は科学的根拠が乏しく、公平性および透明性に欠ける。</p> <p>ベトナム現地への製造移管を推奨するものの、ICH加盟国から製造移管したとしてもBrandグループ承認への基準が明確ではない。</p> <p>*ICH(International Council for Harmonization of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use(医薬品規制調和国際会議)加盟国の官民が協働で医薬品に関する各国の規制を調和・統一させ、医薬品の迅速な普及を目指す。)</p>	<p>・非ICH国の製品であっても、ICH国からの技術移転で製造していれば、Brandグループとしての承認を認めて頂きたい。</p>	<p>・Circular 11/2018/TT-BYT (Draft案)</p>
24	法制度の未整備、 突然の変更	製薬協	(1)	曖昧な新規制の 基準・運用	<p>・外資系企業による医薬品の輸入販売が解禁されたが、可能な事業範囲や登記方法が明確ではない。</p> <p>・政府保険診療外での薬剤販売価格はこれまで自由であり、今後も原則自由であるべきだが、価格規制を導入しようとしている。</p>	<p>・政令54の運用を実態経済や医療提供体制に即した形で明確化して頂きたい。</p>	<p>・Decree 54/2017/ND-CP</p>
		建産協	(2)	頻繁な法改正や 手続の煩雑さ	<p>・貿易、現地生産を行っていないので大きな問題はなし。年々改善はされているものの、頻繁な法改正や実情に則さない規制、また手続きの煩雑さなどの問題は依然残っている。</p>		
26	その他	日機輸	(1)	賄賂の要求	<p>・現行法では民間企業での贈収賄は規制されていないが、政府はある程度の規制を実施する法案を準備中。2018年中の施行が期待される。</p>	<p>・新しくできる法律の遵守。</p>	<p>・The anti-corruption Law ・The Draft Law amending and supplementing a number article of the Law on anti-corruption 2017 ・Criminal Code No.</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26							100/2015/QH13 (Art. 353-366) ・Law No. 12/2017/QH14 on amendments to Criminal Code No.100/2015/QH13